

【チェックリスト(緊急銃猟の流れ)】

捕獲者・警察等への連絡			☒
危険鳥獣の監視	☐	現地への参集・ 対応方針の検討	☐
		北海道知事への 応援要請(必要に応じ)	☐
銃猟の準備	☐	銃猟の計画について 関係者で調整	☐
		北海道知事への 応援要請	☐
安全を確保するための措置 (通行禁止・制限の措置、地域住民等の避難)			☐
緊急銃猟の記録	☐	緊急銃猟に係る条件の確認 (別紙6使用)	☐
緊急銃猟の捕獲者への指示又は外部への委託、 留意点の伝達 (別紙7確認)			☐
緊急銃猟のための土地の立入等			☐
銃 猟			☐
捕獲個体の確認			☐
原状回復			☐
安全を確保するための措置の解除			☐
建築物等の損失の確認			☐
損失補償の手続き(事後)			☐
捕獲後の実績の記録			☐

【チェックリスト(緊急銃猟の条件)】

条 文 等	条 件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ 人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか ➤ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第 34 条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか ➤ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか(法第 34 条の4)	
	地域住民の避難は行われたか(法第 34 条の4)	
	広報(HP や SNS、防災無線等)は行われたか(政令)	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署(警察署長)に通報を行ったか(政令)	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか(政令) 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ➤ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ➤ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件(寺社仏閣、貴重品等)に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の立入りを伴う場合)土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか(法第 34 条の3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか(法第 34 条の2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか ➤ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

(緊急銃猟実施時) ※事前に要件を確認し名前を記入しておくこと。

確 認 事 項		
	要 件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ➤ 装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ➤ 空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去1年以内に銃器による射撃を2回以上した者であること (麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してヒグマ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目 (麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における5回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。))にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している ➤ なお、射撃線から標的までの距離は50メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 イ 標的の中心から2.5センチメートル ロ 標的の中心から5.0センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある ➤ 必須の要件「過去3年以内にヒグマ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ヒグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの。	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ➤ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
		事前の訓練又は研修に参加したことがある

年 月 日
 氏 名 _____